

学校旅行総合保険（学校緊急対応費用・救援者費用）のご案内

被保険者様（保険ご加入の生徒や先生）が旅行中に発症した病気や怪我で医師の治療を受け、その結果、その後の旅行が全く続けられなくなり、旅行を途中で取りやめて団体から離脱して帰宅することになった場合に、保護者様や代理人が救援のために現地へ急行する費用等を補償するものです。

（１）疾病や傷害で離団する場合の支払要件

①旅行中に発症した病気や怪我が原因であること

旅行前から発病していた疾病や既往症（てんかんや喘息など）による場合は対象外です。

旅行期間中に発病した疾病かは、医師の診断により判断いたしますので、旅行先の病院で診断書をご取得の上ご提出下さい。（診断書をもらわずに途中離脱して帰られた場合は、旅行先の病院での治療費領収書コピーをご提出下さい。）

②旅行中に医師の治療を受けていること

旅行中に医師の治療を受けておらず、帰宅後に受診した場合は対象外です。

③その後に予定していた旅行が全く不可能となっていること

休養や隔離のために一時的に団体から離れたものは、予定していた旅行が全く不可能になったとはみなせず、対象外です。

例１：受診後ホテルで静養し、団体と一緒に帰宅した場合

例２：感染防止のため団体とは別な交通機関で空港等へ向かい、団体と一緒にの飛行機等で帰宅した場合

（２）対象となる主な費用

旅行参加者条項（救援者費用） ※先生は対象外	学校条項（学校緊急対応費用） ※先生も対象
保護者様等のお迎えの往復交通費・ホテル代 （２名様限度・ホテル１４日限度）	教職員・保護者様等の往復交通費・ホテル代 （人数・ホテル日数の制限なし）
保護者様等の現地交通費・通信費 （国内旅行３万円、海外旅行２０万円限度） ※ご本人様の現地交通費は対象外	教職員・保護者様等の現地交通費・通信費 （国内旅行３万円、海外旅行２０万円限度） ※ご本人様の現地交通費は対象外
ご本人様の帰宅のための交通費 ※帰宅後の継続治療有無に関わらず対象	ご本人様の帰宅のための交通費 ※帰宅後も治療を継続する場合のみ対象
旅行先の病院で取得した診断書代 ※診断書代金については、診断書と診断書代金領収書の２点の原本があれば対象	

（３）対象とならない主な費用

①ご本人様の現地交通費、ホテル代、通信費

②病院の治療費、薬代

③ご本人様や救援者様の食事代、身の回り品購入費